

生駒市条例第 3 0 号

督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 1 2 条を次のように改める。

第 1 2 条 削除

(生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和 3 4 年 3 月生駒市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市税外収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）に係る督促及び延滞金の徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 3 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2

項中「年 1 4 . 5 パーセント」を「年 1 4 . 6 パーセント（当該指定期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）」に、「延滞金を徴収する」を「金額とする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 , 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 3 条第 2 項各号を削り、同項を同条とする。

第 4 条中「督促手数料及び」を削る。

第 5 条中「1 に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「伝染病」を「感染症」に改める。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第 3 条に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。

（生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 3 条 生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年 3 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

（生駒市介護保険条例の一部改正）

第 4 条 生駒市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

（生駒市道路占用料に関する条例の一部改正）

第 5 条 生駒市道路占用料に関する条例（昭和 3 5 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「督促手数料及び」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

（生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第 6 条 生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 9 年 4 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 7 条及び第 8 条第 2 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 1 0 条を削り、第 1 1 条を第 1 0 条とし、第 1 2 条を第 1 1 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（生駒市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の生駒市税外収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例第3条及び附則第2項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。